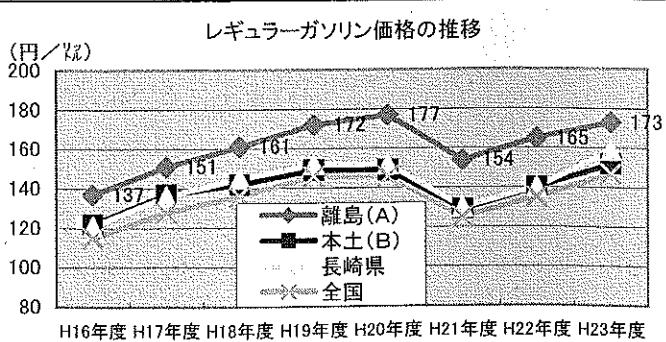
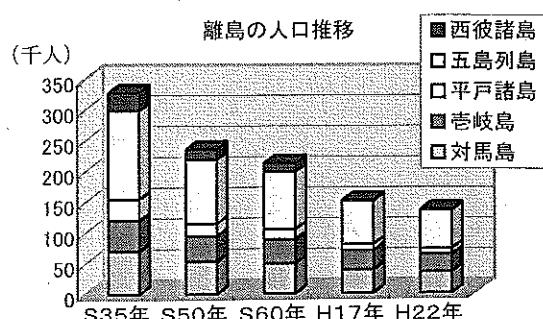


1 離島振興対策の充実について

【内閣府、総務省、農林水産省、国土交通省】

【提案・要望の具体的な内容】

- 1 離島振興法の改正・延長の早期実現を推進すること。なお、平成25年度予算においては、離島地域の創意工夫を活かした自立的発展の更なる促進と定住促進のための新たな振興施策として、以下の施策を講じること。
 - (1) 離島の生活環境、交通通信網の整備のための「離島自主戦略交付金（仮称）」（公共事業予算）の創設による充分な財源確保
 - (2) 離島の定住促進に資するための「離島定住交付金（仮称）」（ソフト事業予算）の創設による充分な財源確保
 - (3) 離島の産業発展を阻害する人流・物流に係る高い輸送コストをはじめとする、離島の地理的・自然的特性に由来する不利条件の解消・緩和、定住環境の格差解消に向けた各種支援制度の創設・拡充
 - (4) 離島のガソリン小売価格の低廉化のための揮発油税の減免など、自助努力だけでは解決できない本土との格差解消
 - (5) 離島においては、地理的条件等に起因する特別の行政経費を要するため、現行の「隔遠地補正」や「属島補正」など離島の財政需要に応じた交付税措置の継続・拡充
- 2 国境離島が果たす国家的役割等の重要性に鑑み、国境離島の振興に関する新法の早期制定を推進すること。なお、新法には以下の内容を盛り込むこと。
 - (1) 国境離島における公共事業に係る国庫補助等の国負担割合のさらなる嵩上げ及び採択基準の緩和、所要額の確保
 - (2) 国境離島が持つ国家的役割を永続的に果たしていくための「国境離島債（仮称）」創設とその償還に対する高率の地方交付税措置
 - (3) 国境離島への立地企業に対する法人関係税の減免や投資促進税制（特別償却、税額控除）、定住促進のための住民関係税（国税・地方税）の減免制度創設、消費税の減免等、思い切った税の特例措置
 - (4) 国境離島に住民が居住していること及び漁業者が漁業活動を行っていることによる密漁・密入国の監視等、国境域管理に資する活動を支援するための新たな財政支援制度の創設するとともに、国境周辺の無人島については国有化したうえでの経済活動拠点としての整備
- 3 離島の豊かな地域資源を最大限に活用し、本土との格差是正・地域産業の振興・交流人口の拡大など先進的なモデル地域としての再生を目指すため、本県から提案する「離島総合特区（仮称）」を地域活性化総合特別区域として指定すること。



【1について】

○「離島自主戦略交付金（仮称）」の創設とは

生活環境、交通通信網の整備など離島地域の生活と産業・経済の安定・向上のためのハード事業に対し、地方の裁量によりに幅広く使える「離島自主戦略交付金（仮称）」の創設を望みます。

○「離島定住交付金（仮称）」の創設とは

離島航路の運賃低廉化、医療費等の住民負担の軽減化など、離島の定住促進のためのソフト事業に対し、地方の裁量によりに幅広く使える「離島定住交付金（仮称）」の創設を望みます。

○人流・物流に係る高い輸送コストとは

不利条件の中でも、特に物流にかかる輸送コストは、農林水産業をはじめとしたあらゆる産業の競争力を低下させる要因となっているとともに、住民生活に大きな負担となっています。

また、観光客を呼ぶにしても、人流にかかる輸送コストである交通運賃が高いため、交流人口の増大の大きな障壁となっています。

離島の厳しい状況を開拓し、住民が住み続けられる環境を整えるためには、不利条件を解消し、競争条件を本土と同等以上にすることが不可欠であることから、物流・人流にかかる輸送コストをはじめとした離島の地理的・自然的特性に由来する不利条件の解消・緩和、定住環境の格差解消に向けた各種支援制度の創設、充実を望みます。

○離島のガソリン小売価格の低廉化のための揮発油税の減免とは

公共交通機関や自家用車等の移動手段、漁船や農林業関係機械、施設といった産業活動などに大きな影響を与えるガソリン等燃油価格は、小規模な人口に起因する需要の少なさも相まって、本土に比して割高になっています。

離島での生活に欠かせないガソリンについて、本土との格差を解消するため、揮発油税の減免等、本土との格差解消措置を望みます。

○「隔遠地補正」や「属島補正」などの交付税措置の継続・拡充とは

現在、離島等の隔遠地に所在する市町村に対しては、普通交付税算定上「隔遠地補正」として隔遠地により增高する旅費、通信運搬費等が算入されています。

離島の特性に配慮した「隔遠地補正」や「属島補正」などの財政需要に応じた交付税措置の継続・拡充を望みます。

【2について】

○国境離島の振興に関する新法の早期制定とは

わが国領土の外縁に位置し、その地理的条件から離島が抱える不利条件が顕著に現れる地域で、また、領域・排他的経済水域の保全等、今後も国家的に重要な役割を担っていく国境離島は、他の離島よりさらに特別な振興・保全策の推進が必要であり、早期の法制化を望みます。

○「国境離島債（仮称）」創設とは

国境離島が持つ国家的役割を永続的に担っていくための「国境離島債（仮称）」を創設し、市町村事業だけでなく、県事業を含めたハード・ソフト両面の事業を対象にした新たな財政支援制度の創設とその償還に対する高率の交付税措置を望みます。

○立地企業に対する法人関係税、住民関係税の減免制度及び投資税額控除制度とは

国境離島における法人関係税の減免制度や新たに取得した建物・機械等の価格の一定割合を法人税から控除する制度など、産業の誘致を強力に後押しする制度の創設を望みます。また、地方税の減免制度の創設にあたっては地方交付税による減収ほてん措置を望みます。

○国境域管理に資する活動を支援するための新たな財政支援制度とは

国境離島は、そこに住民が居住していること等を通じて、密漁・密入国の監視等、重要な国家的役割を担っていることから、国境域管理に資する活動に対する新たな財政支援制度の創設を望みます。

【3について】

○離島総合特区（仮称）とは

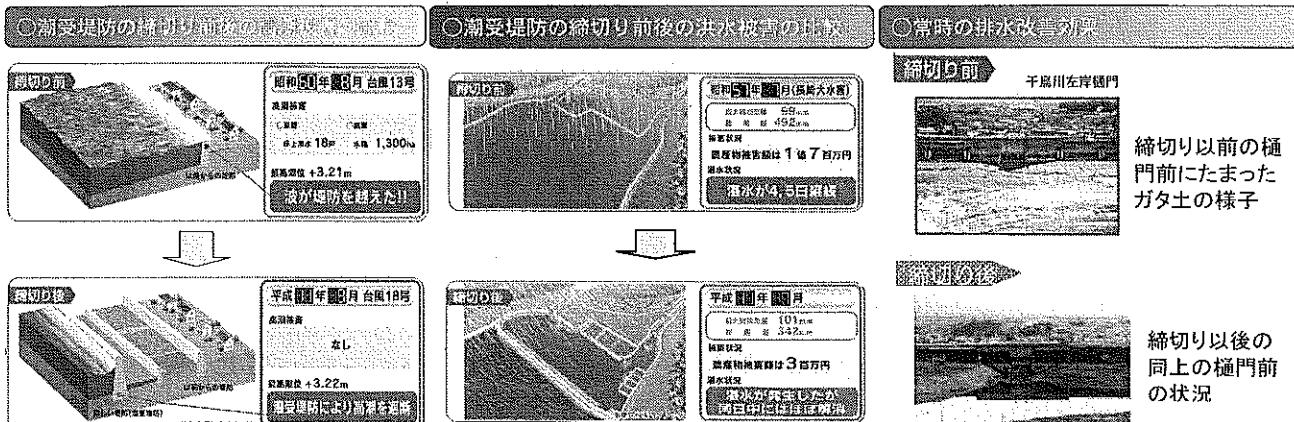
離島という不利条件の中で地域産業の振興や交流人口の拡大等を目指すには、規制の特例措置に加え、税制・財政・金融上の支援措置等が不可欠であることから、総合特別区域法に基づく地域活性化総合特別区域としての指定を望みます。

2 国営諫早湾干拓事業について

【農林水産省、国土交通省、環境省】

【提案・要望の具体的な内容】

1. 開門は、地域の生命、財産に関わるものであり、
 - 平成23年6月10日に公表された環境影響評価準備書（素案）において、開門しても有明海全体の環境改善には繋がらない一方で、開門すれば、地元には重大な影響・被害が生じることが科学的に明らかになったにもかかわらず、示された対策は到底万全なものとは言えないこと
 - 平成23年10月18日公表の環境影響評価準備書においても同様の結果であったこと
 - 平成23年6月27日に長崎地方裁判所において、防災効果や営農効果など諫早湾干拓事業の公共性と漁業補償契約の有効性を認め、開門請求を棄却する判決が出されたこと
 - 開門により被害・影響を直接受ける地元住民、農業者、漁業者の方々が、地域の安全を確保し、生活の基盤を守るために、開門差止め訴訟及び仮処分申請を行っていること等を踏まえ、開門の方針を白紙から見直すこと。
- また、地元の同意なくして、開門に向けた準備を進めないこと。
2. 有明海の貝類等の漁業不振の原因は、熊本新港、筑後大堰等の巨大事業や、ノリの酸処理等の複合的な要因によるものであるにもかかわらず、これらの原因究明が未だなされていない。中でも、ノリの酸処理等の因果関係の調査など、早急に実施すること。
3. 「諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」に基づく水質保全対策や水辺空間づくりについて、下記のとおり推進及び支援を行うこと
 - (1) 調整池及び流入河川・水路の効果的な直接浄化対策の検討・実施及び検証
 - (2) 流入河川及び調整池の水質に影響を及ぼす自生植物の除去等適切な管理の実施
 - (3) 生活排水処理施設整備に係る財政支援
 - (4) 環境（調整池）に負荷をかけない農業の取り組みの推進



【1 開門方針の見直しと地元の同意のない開門への反対について】

○生命・財産に関わるとは

諫早湾干拓事業が完成し、防災機能が強化され、地域住民の皆様はようやく災害の不安から解放され、枕を高くして眠ることができるようになりました。造成された干拓農地では入植された農業者の方々が環境に優しい農業に全力で取組まれており、収穫されたばれいしょ、レタス等は市場から高い評価を受けております。更に、背後地農地でも用水不足や排水不良が解消され畑作が拡大するとともに、諫早湾の漁業においても、工事が終了しやっと魚場環境が安定しつつある中、近年養殖カキやアサリの漁獲量が拡大するなど、漁業者の方々の水産振興に向けた弛まぬ努力の成果が現れてきております。

仮に、開門が行われれば、これらの地域防災、農業、漁業面等において重大な影響・被害が生じることとなります。

○環境影響評価準備書（素案）および環境影響評価準備書の結果とは

平成23年6月10日に公表された諫早湾干拓事業の潮受堤防の排水門の開門に係る環境影響評価準備書（素案）や10月18日公表の同準備書の結果において、開門により諫早湾内及び周辺地域では、防災・農業・漁業への重大な影響・被害が生じる一方で、開門による潮流や水質等の変化はほぼ諫早湾内に止まり、有明海全体の環境改善につながらないことが科学的に明らかにされています。

開門の受け入れ理由として、菅原総理は、平成23年1月28日付の回答書において、「有明海再生を目指す観点から総合的に判断」したとされていましたが、開門が有明海の再生につながらない以上、開門の意義は認められません。

また、示された対策は到底万全なものとは言えず、しかも、地元が繰り返し具体的に問題点を訴えているにもかかわらず、一向にこれを見直す姿勢を示していません。

菅前総理は、環境アセスメントの結果を踏まえて、「政府一体となって万全の事前対策を講ずることにより、長崎県関係者の理解と協力が得られるよう、誠意をもって取り組んでいく」とされていましたが、万全の対策がとれないのであれば、開門すべきではありません。

○平成23年6月27日の長崎地方裁判所の判決とは

小長井町漁協と大浦漁協の一部の漁業者が、排水門の開門を求めた訴訟で、「潮受堤防により高潮を遮断する効果や、限定的ではあるものの、洪水時の防災効果や常時の排水不良対策効果を有するとともに、大規模で平坦な農地を提供し、農業用水を提供するという営農効果を有しており、事業の公共性が高いとは言えない」「開門請求原告らの漁業行使権は、漁業補償契約によりその一部が放棄又は制限されたものであり、制限の範囲を大きく超えるような侵害があったということはできない。」などとして、開門請求が棄却されました。これは、これまでの本県及び地元関係者の主張の正当性が司法上認められたものです。国は、事業主体としての責任を放棄することなく、控訴審においてもしっかりと主張立証を尽くすべきあります。

○開門差止め訴訟および仮処分申請とは

地域の安全安心と生活の基盤を守るべく排水門の開門を阻止しようと、地域の農業者、漁業者、住民等の350名の方々が潮受堤防排水門開放差止請求訴訟を平成23年4月19日に長崎地方裁判所に提起されました。

また、同年11月14日には、同訴訟の審理中にもかかわらず、国は一方的に開門を前提とした準備を継続しており、開門の危険が高まっているとして、これらの原告の方々が、同裁判所に開門差止めを求める仮処分の申立てを行いました。

開門により直接被害を受ける本県地元の声を真摯に受け止め、開門の方針を見直していただくよう求めます。

○開門に向けた準備とは

平成22年12月6日に諫早湾干拓潮受堤防排水門の常時開放を命ずる福岡高等裁判所の判決が出され、国は、開門により直接被害を被る地域住民、農業者、漁業者らの強い上告要請を聞き入れることなく、開門判決を自ら受け入れたにもかかわらず、開門義務を負ったとして、一方的に開門を推し進めようとしています。

地元の不安や懸念への十分な回答がないまま、国はケース3-2の制限開門を前提とした平成24年度の政府予算を決定しました。また、地元が安心し納得できる対策は依然として示されていない中、地元の了解を得ないまま、国は一方的に開門に向けた事前対策の準備を進めています。

こうした現状において、直接被害・影響を受ける本県の地域住民、農業者、漁業者の同意なくして、開門の準備を進めることが決してないよう求めます。

【2 有明海の漁業不振の原因究明について】

○有明海の貝類等の漁業不振の複合的な要因とは

諫早湾干拓事業着工の10年程前に既に貝類の漁獲高は半減しており、有明海の漁業不振は、有明海流域面積の約1/3を占める筑後大堰（諫早湾干拓調整池の約11倍）や有明海の湾口部に3kmの堤防を造った熊本新港の工事の時期、さらには、赤潮や貧酸素水塊の発生原因と指摘されているノリの酸処理の開始時期と重なっていることから、眞の有明海再生のためには、これらの要因について調査・分析を行い、総合的に解明していくことが必要です。

なお、福岡高等裁判所の判決では、潮受堤防縮切りと諫早湾及び近傍部を除く有明海全体の環境異変との因果関係を否定しています。また、長崎県知事、諫早市長、雲仙市長連名の質問状に対する平成23年1月28日付けの総理の回答書でも「諫早湾及び有明海における漁獲量の減少要因としては、過剰な漁獲圧、温暖化による海水温の上昇、ナルトビエイの食害の増加等複数の要因があると指摘されているものの、未だ科学的・客観的に十分な解明がなされておらず」とされています。

【3 「諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」に基づく推進及び支援について】

○直接浄化対策の検討・実施および検証とは

調整池の水質保全に関しては、「行動計画」に基づき、県、国、関係機関でそれぞれ取り組んでいますが、農水省にあっては、諫早湾干拓事業の実施者として、主体的にこれまで実施してきた各対策の検証と調整池の潜在的な汚濁負荷要因となっている底泥の巻上げの抑制に効果のある新たな手法の検討・実施を行っていただく必要があります。さらには、調整池中に含まれる汚濁物質を直接浄化する対策を実施していただくよう強く望みます。

○流入河川及び調整池の水質に影響を及ぼす自生植物の除去等とは

河川管理者である国交省が、管理する場所において、自生植物が枯死して調整池水中へ溶出しないよう、また、衛生害虫の発生を防止するため、定期的に刈り取るなど適正な管理を行っていただくよう望みます。

○生活排水処理施設整備に係る財政支援とは

浄化槽設置に係る国の交付金の負担割合の拡大（1/3→1/2）や公共下水道等の交付の拡大を実施していただくよう望みます。

○環境（調整池）に負荷をかけない農業とは

調整池への流出負荷割合の大きい農地からの汚濁負荷削減対策として、地域における減化学肥料や畑地からの表土流失防止及び水田からの濁水管理などの環境保全型農業への取組について、国、自治体、農業者が一体となって推進していただく体制作りを強く望みます。

3 「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産への平成26年度登録の実現について

【文部科学省】

【提案・要望の具体的な内容】

「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」について、国からユネスコへ平成24年度に推薦すること。

そのため

- (1) 長崎県としてとりまとめた推薦書原案について、一層の内容の精査や、その作成に対する学術的支援を行うこと。
- (2) 構成資産の国指定・選定の一層の促進を図ること。
- (3) 構成資産の保存・公開や周辺環境の整備・修景などに係る技術的・財政的支援を行うこと。

【この要望の背景・必要性は以下のとおりです】

「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」は、キリスト教の伝来と繁栄、激しい弾圧と250年もの潜伏、そして奇跡の復活という世界に類を見ない日本におけるキリスト教の伝播と浸透のプロセスを物語っています。日本国内のみならず世界的にも高い顕著な価値を有する資産です。

特にバチカン市国からは高く評価され、長崎県の世界遺産登録に向けた取組を積極的に応援するとのメッセージをいただいているます。

また、国際専門家からも本資産は、キリスト教に関係する他の世界遺産との差異が明確であるとして、高い評価を受けています。

平成26年度は、大浦天主堂(長崎市)における「信徒発見」(1865年3月)から150周年というキリスト教界における重要な節目の年となっており、この年に世界遺産登録が実現することが、最も資産の価値を高め、広く世界に認知していただくことにつながります。

長崎県では、平成19年(2007年)に暫定一覧表に登録されて以降、世界遺産登録に向け、顕著な普遍的価値の証明や資産の万全の保護措置など様々な作業を文化庁の支援のもと進めてきました。その結果、これまでの作業の成果として、この度推薦書原案をとりまとめたところです。

「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産候補一覧表

No.	構成資産候補	種別	指定状況	所在市町
1	大浦天主堂	国史跡	具申済	長崎市
2	出津教会堂	重文景 重文	申出済 ○	
3	大野教会堂	重文景 重文	推進中 ○	
4	日野江城跡	国史跡	○	南島原市
5	原城跡	国史跡	○	
6	黒島天主堂	重文景 重文	○ ○	佐世保市

No.	構成資産候補	種別	指定状況	所在市町
7	田平天主堂	重文	○	平戸市
8	平戸島の聖地と集落	重文景	○	
9	旧野首教会と関連遺跡	重文景 重文	○ 推進中	小值賀町
10	頭ヶ島天主堂	重文景 重文	申出済 ○	
11	旧五輪教会堂と関連遺跡	重文景 重文	○ ○	五島市
12	江上天主堂	重文	敷地指定 推進中	

※ ○は、国指定・選定を示す。

【平成26年度世界遺産登録の実現について】

○「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」について、国からユネスコへ平成24年度に推薦すること。とは

ユネスコへの文化遺産の推薦は、平成24年度から各1件となりました。

長崎県では、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の平成26年度の登録を目指して、推薦書原案の作成や図面・資料映像等各種資料等の作業を進め、とりまとめを行いました。

つきましては、平成26年度の世界遺産登録が実現できるように24年度中に国からユネスコへ優先的に推薦して頂くよう要望します。

○(1) 長崎県としてとりまとめた推薦書原案について、一層の内容の精査や、その作成に対する学術的支援を行うこと。とは

長崎県では、世界遺産としての価値(顕著な普遍的価値)の証明のため、学識経験者等からなる「長崎県世界遺産学術会議」を設置し、これまで10回開催するとともに、国際専門家会議や文化庁をはじめ国内外の専門家との意見交換会なども随時開催してきました。

その結果、平成22年度からユネスコへ提出する推薦書原案の執筆に取りかかるとともに、世界遺産一覧表に記載されている他の資産との比較研究や包括的保存管理計画案の策定を行うなど、とりまとめができたところです。

つきましては、長崎県としてとりまとめた推薦書原案について専門的見地から、内容を精査いただくとともに、学術的支援による一段の充実を図るよう要望します。

○(2) 構成資産の国指定・選定の一層の促進を図ること。とは

世界遺産の構成資産となるためには、国の重要文化財や史跡に指定されるか、重要文化的景観に選定される必要があります。

「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産候補の国指定・選定については、文化財としての価値付けのための調査等を実施しておりますので、引き続き国からの積極的な支援を望みます。

また、価値付けが行われた文化財で構成資産に決定したものについては積極的な国指定・選定を望みます。

○(3) 構成資産の保存・公開や周辺環境の整備・修景などに係る技術的・財政的支援を行うこと。とは

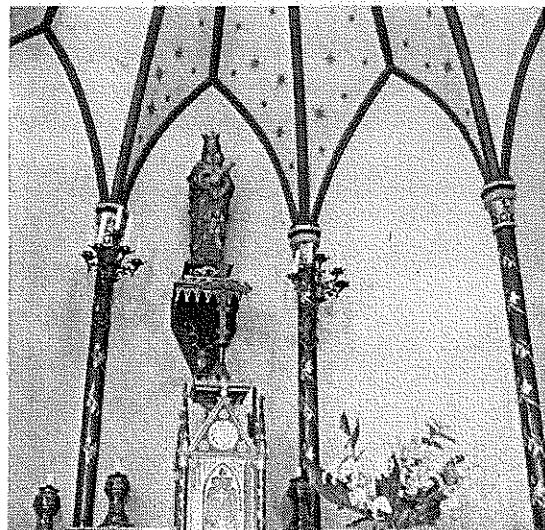
「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産は、教会堂などの建造物単体ではなく周辺の関連する施設などを含んでいたり、聖なる山や崇敬の地、集落などをも構成資産としております。

そのため地元では、構成資産の保存・公開や周辺環境の整備・修景に係る重要文化的景観の整備活用計画を平成24年度中に策定する予定です。

つきましては、そのための文化財調査官による現地指導などの技術的支援や構成資産の保存・公開や周辺環境の整備・修景などに係る国の補助金等による財政的支援を要望します。



「旧野首教会」現在は無人島となっている小値賀町野崎島に建つ煉瓦造の教会堂[1908年竣工]



「信徒発見のマリア像」1865年3月竣工後間もない大浦天主堂のこの像の下で浦上の潜伏キリストンが神父に信仰を告白した

【提案・要望の具体的な内容】

1. 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進
地域の住民が主役となり、その住民の意思を踏まえ、住民とともに政策を決定し、責任を負う仕組みを構築するため、国と地方の役割分担を明確にした上で、地域の実情に配慮しつつ、より一層地方税財源の充実・強化及び自由裁量の拡大を図ること
2. 地方交付税の充実強化
 - (1) 全国一律の基準ではなく、各地域に必要な財政需要を適切に捕捉し、離島やへき地対策など、多くの離島や極めて長い海岸線を有する本県の特殊性に十分配慮すること
 - (2) 社会保障費の増嵩に対し、単純に他の行政経費を圧縮することにより対応するのではなく、厳しい経済雇用情勢を踏まえた、投資事業を含む地方の財政需要を適切に積上げること
 - (3) 地方交付税の安定性、地方公共団体の予見可能性を高めるために、地方交付税の法定率の引き上げを実施するとともに、臨時財政対策債の発行等によらず、地方全体として必要な地方交付税の額を確保し、財源保障機能及び財源調整機能の強化を図ること
 - (4) 地方が国を大きく上回る行政改革を断行していることを踏まえ、国家公務員給与減額措置に準じた地方公務員の給与引き下げを前提とする地方交付税や義務教育費国庫負担金の削減等は行わないこと
3. 地域自主戦略交付金の制度改善等
 - (1) 地域自主戦略交付金については、地方の自由裁量の拡大、継続事業の円滑な実施の確保の観点から、地方が必要とする事業費総額を十分に確保すること
 - (2) 客観的指標の検討に当たっては、今後実施すべき社会資本の状況、条件不利地域や財政力等により一層配慮するなど、地方の実情を反映させたものとすること
 - (3) 地域自主戦略交付金を含め、交付金を創設又は制度変更する場合には、配分基準や対象範囲等を速やかに示し、地方の予見可能性を高めることで、地方によって使いやすい制度となるよう十分に配慮すること
4. 地方行財政制度への地方の意見の確実な反映
 - (1) 地方行財政の制度設計に当たっては、地域の自主性及び自立性を高めるため、「国と地方の協議の場」などにおいて、地方の意見を十分に聴取した上で、確実に反映するとともに、決して、国の財源捻出のために、地方交付税の削減や補助金の削減を行わないこと
 - (2) 社会保障・税一体改革に伴う地方消費税・地方交付税の配分に当たっては、本県の離島や過疎地域のように高齢者の占める割合が高い一方で税収が少ないとなど地域の特殊性・実情に十分配慮すること
5. 国の経済対策等による基金事業の期間終了後の財源措置
現在基金を財源としている妊婦検診の無料化など、本来臨時的な対応ではなく恒常的に実施すべきものについては、基金事業終了後も引き続き実施できるよう、恒久的な財政措置を講じること

【2 地方交付税の充実強化について】

① 多くの離島や極めて長い海岸線を有する本県の特殊性とは

- ・県土は、陸域面積は4,105km²ですが、県域は海域を含め東西213km、南北307kmにわたり、九州本土全域と同じ広がりを有します。海岸線延長は4,203kmで全国2位の長さです。
- ・県内移動に非常に大きなコストを要し、行政効率・生産効率が上がりにくい構造であり、特に、学校や警察、その他行政機関を効率的に配置できない等行政コストが割高となっています。

人口一人当たりの歳出（平成21年度決算）	全国平均	長崎県	全国の比較
○ 福祉・子育て支援の経費	5万3千円	6万9千円	1.3倍
○ 教育の経費	8万7千円	10万9千円	1.3倍
○ 警察の経費	2万6千円	3万0千円	1.1倍

② 地方交付税の安定性、地方公共団体の予見可能性とは

- ・平成24年度の地方財政計画における地方一般財源総額は前年度と概ね同水準ですが、増嵩する社会保障費に他の経費の圧縮により対応している状況が続いております。
- ・継続する地方財源不足には臨時財政対策債の発行により対応されており、その償還を地方が行う必要があることから、将来の地方財政の健全性を阻害しています。

地方財源不足の状況	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
○ 地方財源不足額 （億円）	57,044	44,200	52,476	104,664	182,168	142,452	136,846
うち臨時財政対策債 （億円）	29,072	26,300	28,332	51,486	77,069	61,593	61,333

【3 地域自主戦略交付金の制度改善等について】

②財政力や社会資本整備状況等地域の特殊性とは

○本県の財政状況

- ・自主財源である県税収入が少なく、地方交付税や国庫支出金などの依存財源の割合が高い。
(自主財源比率：32.7%（全国41位）、経常収支比率：97.2%（全国8位）)

○本県の社会資本整備の状況

- ・都市部に比べバスや鉄道網等の公共交通サービスが限定される。また、道路等の改良率が低いなど、これまでの社会資本整備が他の地域に比べ遅れている状況である。

道路（国道・県道）の整備状況(H21.4)	長崎県	全 国	全国比
○ 改良率 (%)	69.9	75.0	0.932
○ 整備率 (%)	53.6	58.9	0.910

【4 地方行財政制度への地方の意見の確実な反映について】

○国の財源捻出のために地方財源総額の削減を行わないとは

- ・本県では、三位一体の改革の際、平成16年度から18年度までの3年間で306億円もの地方交付税が削減され、住民生活に直結する経費さえ削減せざるを得ませんでした。
- ・地域の住民が主役となり、その住民の意思を踏まえ、地域が主体的に政策を選択し、その選択に地域が責任を負う「地域発の地域づくり」の実現のためには、地方税財源の充実・強化が不可欠です。

○社会保障・税一体改革に伴う地方消費税・地方交付税の配分に当たり地域の特殊性・実情に十分配慮するとは

- ・消費税を引上げた際の国と地方の配分割合は、国と地方の協議の場等での議論を経て決定されましたが、詳細な精度設計は今後議論されることとされており、持続可能な社会保障の実現のためには、離島や過疎地域など地域の実情に応じたサービス及びそのための財源確保が必要になってきます。

【5 国の経済対策等による基金事業の期間終了後の財源措置について】

○国の基金事業終了後も、恒久的な財政措置を講じることとは

- ・平成21年度の国の経済対策等に伴い創設された基金の多くが平成24年度末でその期限を迎えますが、その中には妊婦検診の無料化など本来的には恒常に実施すべきものが含まれております、その財源が必要になってきます。